

## 保育所保育指針改定について（中間報告）への意見

平成 19 年 8 月 23 日  
（社）全国私立保育園連盟

## 1 告示化・大綱化について

今回、保育所保育指針が告示化され、保育内容に関する最低基準としての位置付けが明確にされることは、保育所保育の質を守る上で意味のあることだと思います。またそれに伴って内容が大綱化されることも、最低基準を守った上で自由で柔軟な保育の実践を可能にする好ましいことだと思います。

ただここでしっかり押さえておいていただきたいのは、平行して作られる解説書はあくまでも解説書であってガイドラインではないということです。中間報告では「解説」となっていますが、検討会では「ガイドライン」という表現も使われていました。行政によって行われる指導監査では、保育所保育指針が法的拘束力を持っていない現在でも、指針に書かれたことを基準に細かな指導がされている現実があります。

「解説」が「ガイドライン」（準則）として示されれば、そこに記載されたことも指導監査の基準とされ、せっかく大綱化した意味が失われてしまいます。自由で柔軟な保育の実践を可能にするために、ぜひこの点は明確にしていきたいと要望します。

## 2 保育所の役割と社会的責任について

今回、保育所の役割とその社会的責任が指針に記載されたことは意味のあることだと思います。

ただし、「4 保育所の社会的責任」として「人権尊重」「説明責任」「個人情報保護」「苦情解決の責任」の 4 点だけが上げられると、保育所の社会的責任はそれだけなのかと違和感を感じてしまいます。その前にまず「児童福祉施設としての責任」「次の世代を育む施設としての責任」が上げられるべきではないかと思います。

それは「2 保育所の役割」のところに書いてあると言われるかもしれませんが、だとしたら「2 保育所の役割と責任」として一体化した方がすっきりします。

しかし、ここで感じた違和感は、「説明責任」「個人情報保護」「苦情解決の責任」がやたらと強調されている最近の風潮に対する違和感と言った方がよいかもしれません。

それらが不要だと言っているわけではありません。そうではなく、豊かさの中で新たな貧困や生活の崩れや荒れが子どもたちを脅かしている今、児童福祉施設としての責任がもっともっと強調され、その自覚が求められなければならないと思うのです。

なお、「人権尊重」の部分について素案では「子どもの人権を尊重して保育の実施に当たらなければならない」とありますが、意味する内容はこれだけでは不明確です。「子どもを侮辱したり体罰を加えたりしてはならない」といった保育行為上のことと読みとる人もいるかもしれません。本当はもっと広くとるべきで、最もだいにされるべきことは「障害や疾病の有無、家庭の経済状況、保護者の障害や生育歴等の状況、文化・民族の違い等による差別を行わない」ことだと思いますので、そういった規定をもう少し具体的に付け加える必要があるのではないかと思います。

### 3 「養護及び教育を一体的に行う」という表現について

総則の2「保育所の役割」では、(1)で「その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と規定した上で、(2)で「その目的を達成するために……養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」と表現しています。

この(1)と(2)の部分は、社会に対して「保育所とはこういう場です」ということを示す箇所でもあります。

そういう目で見たととき、とくに(2)の部分は、いかにも硬い表現で、「養護及び教育を一体的に行う」など100%おとなが主体となった表現になっています。

子どもを主体にして表現すれば、保育所は「生活の場」と同時に「交わりの場」であり「学びの場」です。この中に保育所のもつ教育的な側面もあるはずなのですが、「教育」といった途端に(専門性を備えた職員が)「行う」という表現になってしまうのだろうか!という溜息にも似た感想を持たざるをえません。

「保育所の役割」の箇所に記載されたものであるために、おとなを主体にした硬い表現にならざるをえなかったのでしょうか、表現上の工夫がぜひほしいところです。

### 4 「養護」の定義について

私たちは、保育を敢えて養護と教育に分けその上で「一体となって」とする必要をあまり感じません。ただ諸般の事情からこの両者を分けて表現するとしたとき気になるのは「養護」の定義です。素案では「ここにいう「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために行う保育士等が行う援助や関わりである」と定義しています。

「生命の保持」「情緒の安定」が重要であることは当然のことですが、しかしこれでは具体的なある一部だけが表現されていて養護の全体が表現されていないだけでなく、子どもが「主体」として表現されていません。

そうではなく、例えば「養護とは、保育士等が『今のあるがままのあなたが好きだよ』というメッセージを子どもに送りつつ、子どもが安定した生活を送ることができ今現在を健やかに生きられるよう護り支えること」とでも定義すれば、未来を指向する「教育」との対比も明確になり、また、現在を健やかに生きることが成長・発達の基盤ですから、養護と教育の一体性も自ずと明らかになるのではないのでしょうか。

総則の「保育の目標」にある「子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」という表現に素直に従えばよいのだと思います。

### 5 保育の計画について

私たちは前に「保育の計画は、(子どもと保育者の)共同の生活の大きな枠組みとしてとらえるべきで、そのとおりに実施さるべき実行計画としてとらえるべきではない。」と提言しました。その視点からしますと、素案は旧来のものと全く変わっていないように思われます。

保育所が全体としての計画を示す「保育計画」は良いとして、問題は具体的な保育の展開にかかわる「指導計画」の部分です。

まず、「指導計画」という語は不適切であり「保育計画」という語に統一すべきです。保育の過程で指導的な面がないわけではありませんが、子どもと保育者の関係は相互的な関係であるべきです。保育の中心は子どもが環境に働きかけて展開する活動であり、子どもの自発的な行動や思いを保育者が受け止めて計画は絶えず書き換えられなければならないのです。ですか

ら、「指導計画」という語は不適切で「保育計画」という語に統一すべきです。

その場合、全体的な保育計画をどう名付けるかですが、「基本保育計画」としてもよいですし、検討会で出されていたように「保育課程」という新しい用語を用いるのもよいのではないかと思います。なじみの薄い言葉ですが、幼稚園教育要領の「教育課程」とも照応しますし、新しく関心を喚起する意義もあるかと思います。

なお、「指導計画の展開」の(エ)では「保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを把握し、記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しや改善を図ること」と記述されていますが、この後段は、指導計画に基づいて見直しを行うかのように誤解されやすい表現ですので、例えば、「保育士等が、一人一人の子どもの姿や環境への関わり、保育の過程などを記録などによって振り返り、計画の内容を吟味すること」とでも表現を改めてはどうでしょうか

現行の指針での「週、日などの短期的な指導計画の作成」といった細かな規定が今回の素案で消えたことは、私たちは改善と受け止めています。それが「ガイドライン」によって復活し、実質上保育現場を義務づけることがないよう望みます。

## 6 保育の「評価」について

第4章は「保育の計画及び評価」となっています。保育の展開の過程は上記のようなものですから、計画とその振り返りはセットのもので

しかし、素案ではその振り返りの過程が十分に語られず、「保育士等の自己評価」にすり替えられています。

私たちはまず、「保育の振り返り・省察」が明確に位置づけられるべきだと考えます。その振り返りの中には、計画自体や保育士自らの言動が適切であったかどうかの評価も含まれるでしょうが、まず必要なのは保育の過程の中で生じた事実、とくに子どもの行動の事実の中から意味を汲み取っていくことです。その中から次の計画が生まれます。

次に強調したいのは、個人としての「保育の振り返り・省察」と同時にそれをもとに様々な見方を出し合う保育者集団としての「共同省察」が重要だということです。

この過程を「評価」という言葉で表現することは適切とは言えません。「評価」と言ってしまうとどうしても「良かったか悪かったか」「出来たか出来なかったか」の単純な「チェック」の方法に捕らわれてしまいがちですし、管理手法として用いられるPDCAのサイクルが保育の過程にそのまま使えるように思うのは危険だと思います。

なお「保育所の自己評価」や「保育士等の自己評価」は必要でしょうが、それは上記のことと明確に区別してほしいと思います。

また、「保育所の自己評価」について「保育内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聞くことが望ましい」とありますが、保護者はともかく地域住民等の意見を聞くことが望ましいかどうかは疑問があります。最低基準第36条もそこまでは言っていません。

## 7 職員の資質向上について

職員の資質は保育の質の大きな鍵を握っています。職員の資質向上が重要な課題であることはいうまでもなく、今回、一つの独立の章となったことは大きく評価できることです。

ここで、ぜひとも基本的な視点として押さえていただきたいことは、職員は、保育の仕事に携わることを通して、人間的にも専門家としても時間をかけて育っていく存在だということです。

建前上そう書かざるをえないのかもしれませんが、全編を通してあたかも専門家として完成された保育士が保育を行うかのような記述が見られ、現実から明らかに乖離しています。そうではなく、保育の場は、子どもが育つ場であるとともに、保護者も保育者も共に育って行く場であるということを基本に、この章はもとより指針の全体を構成していただきたいと思います。

## 8 子どもの発達について

「乳幼児期の発達の特性」の(3)で「この相互の関わりを通じて……情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される」とありますが、重要なことだけに、もう少し乳幼児期に相応しい、また分かりやすい表現ができないものでしょうか？

関連して、「総則」の「保育の目標」の(ウ)として「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」とあります。「人権を大切にすることを」「道徳性」もだいじなことです。それだけに、乳幼児期においてそれらはどういうことなのかが分かるような表現が工夫されるべきではないかと思います。

なお、子どもは直線的に発達するのではなく、足踏みしたり、退行したり、横道に逸れたりしながら発達していくことをどこかで表現した方がよいと思います。

また、子どもの発達の筋道を参考のために記すのであれば、小学校との連携を考える以上は、6歳を超えて小学校低学年くらいまでの発達の過程を示していただけるとよいと思います。

## 9 五領域について

「幼稚園教育要領と整合させながら作成したものなので、そう言われても困る」と言われることを覚悟で気になる点を示します。

大きく気になる点は、五領域が並列的で構造化されていないことです。例えば「言葉」との関係だけを見ても「人間関係」は他の領域と並列的なものではなく、他の領域の基礎となるものだと思います。

五領域の一つとしての「環境」という用語は一見して理解しにくい用語です。人間も文化財も重要な環境ですが、それらはここでは除かれているようにも思えますし不明確です。「ねらい」や「内容」に記載されたものから逆に推測すると、「自然と地域社会」とでも名付けた方が分かりやすいと思います。

「環境」の領域の中に「数量」「図形」「文字」が含まれています。自然の領域の延長線上にある抽象的・論理的な思考につながるものとしてここに含まれているのでしょうか、「文字」は、むしろ「言葉」の領域に含めるべきものではないでしょうか。

五領域の一つとしての「表現」という語は、内容から言って「感性と表現」あるいは「感性・イメージ・表現」とでもした方が、より適当ではないかと思います。

## 10 保育の内容について

前文で「ねらい」は……「子どもが身に付けることが望まれる心情、意欲、態度などの事項」とありますが、もっと踏み込んで、様々な習慣、能力、知識などが実際には求められているのではないのでしょうか。実際にはそれらを念頭に置きながら保育がなされているにも関わらず、心情、意欲、態度といった具体的でない表現に収めているところに実際の保育との乖離があるように思います。

例えば「健康」の「ねらい」の②に「自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」とありますが、これなども「自分の体を十分に動かし、身体の様々な機能を伸ばす」とすべきところでは。

同じく「健康」の「内容」の⑨では「危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」とありますが、「安全に気を付けて行動する」こと以上に、より積極的に「危険を察知し自らを守る力を身に付ける」としたいところです。

「言葉」の「ねらい」の③は「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる」となっていますが、趣旨のよく分からない表現です。「保育士や友達と心を通わせる」は改めて言わずともよいことで「絵本や物語などに親しみ、」に続く文章としては、むしろ「言葉を通してイメージの世界に入り込み行き来する面白さを体験する」とはっきり書いた方がよいと思います。

なお、「環境」の「内容」に上げられていませんが、「地球環境の問題への関心」を含めることも、これからの時代を生きる者として必要ではないでしょうか。

### 1.1 保育の実施上の配慮事項について

「保育の実施上の配慮事項」として上げられているものに付け加えてほしい事項として気がついたものを以下に列挙します。

#### ◇ 乳児保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「適正な規模で生活するよう配慮し、静かで落ち着いた雰囲気を保つこと」

「保護者と連携し、24時間を通した生活リズムを整えるようにすること」

#### ◇ 3歳未満児の保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「場面に応じて適当な小グループに分け、子どもが落ち着いて行動できるようにすること」

「ひとり遊びが落ち着いてできるよう保障し、みたて遊び、つもり遊びなど、ごっこ遊びへの芽生えを培うこと」

#### ◇ 3歳以上児の保育に関わる配慮事項で付け加えてほしい事項

「今日はこう、明日はこうする、といった生活の見通しを子ども自らが持てるようにすること」

「五感を通して感じとること、実体験を通して学ぶことを第一にしつつ、図鑑など各種の教材を参照しながら学んでいくよう配慮すること」

「冒険心や探究心が十分満たされるようにし、自ら学ぶ意欲が育つようにすること」

#### ◇ 障害のある子どもの保育に関わる配慮

障害のある子どもの保育については「保育の実施上の配慮事項」では触れられておらず、「指導計画の作成上、特に留意すべき事項」の中で触れられています。

しかし現実には、「障害がある」とも「ない」とも見極めがつかないグレーゾーンの子どもの多数いて、その中で保育が行われているのが現状です。

ですから、「障害がある子」と認定し個別の特別支援計画を建てて保育するというふうにはなかなかなく、むしろ、それらしい子どもも含めて個別に配慮しながら、一緒に生活を通してお互いに学び合っていくという保育者の覚悟と配慮が必要なのだと思います。

### 1.2 保護者との関係について

今回、現行指針の「家庭養育の補完」という言葉が消えたことは、保育所のより積極的な役割が求められている現状からいって当然のこととはいえ、大きな改善点だと思います。

前に私たちは「保育は、保育者と保護者が共同して子どもを育てるという基本姿勢の下に営まれるものである」と提言しました。さらに付言すれば、保育者と保護者の関係はそれぞれが主体であるものどうしの相互主体的な関係でありたいのです。しかし、このことはなかなか容易なことではありません。

この視点から素案を読みますと、この関係があまり適切に表現されているとはいえないように思います。

まず「保育所の役割」の(4)に「保護者に対する保育に関する指導を行う」とありますが、「指導」という言葉は適切とはいえません。もともと児童福祉法第18条の4の規定が良くないのですが、保護者との関係はできるかぎり共同的な関係であるべきことから考えれば、例えば「情報提供、助言等の援助」または中間報告で使っているように「支援」とすべきです。

一方、「保護者に対し、その意向を受け止め」という言葉が数カ所見られ、誤解して受け取られやすい箇所です。私たちは「意向を受け止める」とは必ずしも「意向を何でも受け入れる」ことではなく、保護者の思いや背景を十分に受け止めるという意味に解釈します。

保護者との関係は、実際にはなかなかきれいごとでは済まず困難が多いのですが、それでも、「子どもを中に挟んで共に悩み、又成長の喜びを共にすることを通して共有するものを広げていく」という「子育ての協同」の視点を基本に置くことが必要だと思います。

### 1.3 小学校との連携について

素案が「保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること」としていることについて、基本的には異論はありません。

中間報告には「幼稚園と同様に」とあり、「市町村の指導の下に」となっています。としますと、市町村教育委員会の指導の下に、現在幼稚園において使用されている「指導要録」の送付が義務づけられる可能性が高いように思います。

ただ、現在幼稚園において使用されている「指導要録」が果たして「子どもの育ちを支えるための資料」になっているかどうかは疑問が多いところです。下手をすれば、ただ事務量を増やすだけの結果であったり、子どもに対する評価をある枠にはめる結果となって保育にはねかえってくる恐れもなくはありません。

この「資料」の様式や使い方を市町村に任されては困ります。これについては文部科学省や中央教育審議会と十分協議をし、本当の意味で「子どもの育ちを支えるための資料」となるようなものにされるようお願いいたします。

### 1.4 保育環境等の整備について

現在、保育所が置かれた状況の下で、この指針素案の内容を実施することは実は容易なことではありません。むしろ、職員の非常勤化など、保育の質を確保する困難さは増しているときえいことができます。

その点、中間報告が、「保育所における人材の確保と定着」「保育環境等の整備」「必要な財源の確保」「保育の質の向上のためのプログラムの策定」などを提言していることは心強いところであり、私たちとしても訴えて行きたいと思います。

以上

## 保育所保育指針改定に関する検討会」中間報告に対する意見

平成 19 年 8 月 23 日  
日本保育園保健協議会

保育所保育指針の改定について平成 19 年 8 月 3 日中間報告が出された。その中に保育所へ期待される役割として、質の高い養護や教育の機能と並んで、地域の子ども・保護者に対する支援が大きく掲げられている。

また、この報告の中には、随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と掲げられているが、この言葉の意味するところが不明確で、まだまだ「社会のための保育所」の感が拭い去られていない。特に病児、病後児保育これはまさに医療であり、これからの保育所保育の対象外とすべきである。

あくまで“子ども本位の保育所”を目指すべく、考え方を根本的に改めるべきである。そのために、保育される子どもたちの心身の健康を守る立場から以下の提言を行いたい。

### I. 保育所保育指針の改定について(中間報告)(骨子)

#### 1. 改定の背景

##### 1) 保育所に期待される役割が深化・拡大している

この深化・拡大の具体的な説明が不十分で理解しにくい

なお、この役割の中に“子ども本位の”質の高い養護と教育の機能と明確に記してほしい。

#### 2. 改定に当たっての基本的考え方

##### 1) 明確で分かりやすい表現とあるが、もっと具体的で現場に即した表現が必要。

#### 3. 子どもの最善の利益を考慮し

中間報告の随所に“子どもの最善の利益を考慮し”と出てくるが、単に児童の権利に関する条約からの引用で、まだ十分この言葉の意味するところが伝わってきません。

そこで、この言葉を生かすためには、これから保育現場では何をどう変えれば良いのか、具体的に示すべきと考えます。

それこそ「子ども本位の保育」の方が分かりやすい。

### II. 保育所保育指針の改定について(中間報告)平成 19 年 8 月 3 日

#### 1. 改定の背景

##### 1) 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化してきている、と幾つか挙げて説明されているが、これは 7 年前にもすでに取り上げられており、最近急に変わった問題でもないと思うが。

したがって、大きく変化する中に関しては、もっと説得力ある説明が必要と思われる。

さらに、深化・拡大も理解に苦しむ。

むしろ、“子ども本位の”質の高い養護と教育が求められてきた。とした方が理解しやすい。

- 2) 乳幼児期は、子どもにとって人間関係形成において最も大切な時期で、この時期は家庭を中心とした育児の支援を中心において考えることのできる就労環境の整備が必要であり、あくまで保育所での養護・教育は特例として扱うべきであろう。

## 2.改定に当たっての基本的考え方

### 3.改定の内容

#### (保育所の役割)

乳幼児期の人間関係形成において最も大切な時期の保育所での養護・教育に関しては、その人材や環境に関して特段の整備が必要で、現状の保育環境のもとでは極めて不十分と考えられる。

病児保育に関しても、ほんとうに保育所が対応すべき環境が整備されているのか、ただ便利であるだけでは運営できず、その質が問われる。

#### (保育の内容、養護と教育の充実)

これからの保育所は、施設長、保育士、栄養士、看護師など乳幼児保育・保健の専門職が連携して運営していかなければならず、特に栄養士や看護師は専門職として全園に配置が可能となる財政的措置が必要になる。

嘱託医の役割も大きく、その基本業務を明確にし、契約書を義務化すべきであろう。

#### (小学校との連携)

#### (保護者に対する支援)

#### (計画・評価・職員の資質向上)

保育士をはじめ、看護師、栄養士等の職員の生涯研修(学習)制度の確立が急がれる。

保育保健に関してはすでに日本保育園保健協議会において生涯研修システムが動き始めており、国はこのようなシステムの活用、委託研修等も検討して欲しい。

## 4.改定に伴う今後の検討課題

### 1) 保育所における人材の確保と定着

保育士には生涯研修システムなどを整備して、各自の資質の向上が保証される

環境の整備が重要である。

栄養士、看護師に関してはそれぞれの専門職としての雇用契約を確立する必要がある。

嘱託医に関しては、改定に沿った基本的な役割を確認してもらい、その業務をこなすための出勤回数など、具体的勤務内容を明記した契約書を取り交わし、職務を果たしてもらおう。

## 2) 保育環境等の整備

保育の充実に欠かせないのか遊び(活動)の場である。屋外の園庭、室内でのホール(体育館)の整備は不可欠である。

保育保健の拠点となる保健室の整備と共に、ここに常駐する看護師が必要となる。人材と環境を整え、保育保健の質の向上が促進される基盤が整うことになる。

# Ⅲ. 保育所保育指針(素案)

## 第1章. 総則

保育の期待される役割、保育の目的をかなえるための保育所の構造的に備えなければならぬもの。必要な人材を再検討するべきであろう。

## 第2章. 子どもの発達

### 2. 発達過程

#### (4) おおむね 2 歳

-----自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる

この箇所にある、意思は 2 歳の子ですので感情などの方が適切ではないでしょうか

## 第3章. 保育の内容

### 1) 保育のねらい及び内容

#### イ. 情緒の安定

一人一人の子どもに保育所生活の中で、その子ができることで、みんなのために役に立つことを探して、年齢に応じて最低 1 つは役割分担として持たす。(家庭においても、家事の分担を持つよう指導するなど)

### 2) 保育の実施上の配慮事項

#### (2) 乳児保育に関わる配慮事項

ア. 抵抗力が弱く、心身のすべての機能が未熟である。この対象を感染症から守るためには、学校保健法に準じては対応できません。

具体的には、DPT(三種混合)、MR(はしか、風しん混合)などの予防接種が済んでから入所することを勧める。

イ. 親子の基本的信頼関係が構築されてから、保育所における保育は開

始されることが望ましい。そのためには就労環境の整備と家庭への支援が不可欠である。保育所においては、特定の保育士が関わり、保育の時間もなるべく短くすべきである。(最大 4～6時間程度に短縮可能な就労環境の整備も必要)

- ウ. 2 行目――栄養士及び看護師等が配置されている場合は、――  
ここでは、乳児保育に栄養士及び看護師が必ずしも配置されていなくても良いと解釈されますが、いいのですね  
少なくともこれからの、乳児保育に栄養士及び看護師の配置なしなど、考えられません。

(3) 3 歳未満時の保育に関する配慮事項

ア. 2 行目――適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること

この文の中に予防接種のことも含まれているのですね

(4) 3 歳以上児の保育に関する配慮事項

イ. みんなのためになることを、自分の役割分担として果たしていくことで、情緒の安定が維持される。

#### 第 4 章. 保育の計画及び評価

#### 第 5 章. 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本である。

保育所で保育保健を展開するためには、まず核と成る常勤の看護師を確保し、保健室を整備し、嘱託医とは業務内容を明確にした契約を結び、組織的にまた計画的に運用する方向で進んでもらいたい。

#### 第 6 章. 保護者に対する支援

##### 1. 保育所における保護者に対する支援の基本

(1) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

1日 8 時間以上の保育、病児保育、乳児保育、休日保育など  
充分考え直さなければならない。

##### 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(3) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する。

子どもの福祉をの前に健康を入れて、

子どもの健康と福祉を重視する。としていただきたい

このような条件の下で、延長保育、病児保育、乳児保育などが

本当に展開できるのでしょうか、かなり難しい問題であり、従来の対応ではとても危険と言わざるを得ません。

#### 第 7 章. 職員の資質向上

## 保育所保育指針の改訂にあたっての保育園看護職からの意見

2007年8月23日

全国保育園保健師看護師連絡会

今保育所には、産休明けからの乳児保育、障害児の統合保育や病児・病後児保育及び延長・夜間保育、アレルギー除去食児の対応、一時保育をはじめとした地域子育て支援等々、幅広い多様な機能が求められ、各地での取り組みが進んでいます。平成19年度「新しい少子化対策」では、全ての子育て家庭への支援策として、4ヶ月までの全戸訪問や、病児・病後児保育（保育所自園型）、障害児保育、食環境づくり等の充実がうたわれるなど、低月齢からの子育て支援や、健康支援活動がますます求められるようになってきています。

今回の保育指針の改訂が、こうした多様な子育て支援業務の広がりを反映し、さらに看護職等も含めた専任の職員配置など、保育・保健業務の実施にあたっての人的・環境面での裏づけを伴った、実効性のある改訂になるよう期待し、当会として意見を述べたいと考えます。

保育所では入所児童が低月齢である特殊性から、きめ細かい配慮や対応が日々求められます。現行の保育指針では、保健・医療の知識が求められるこうした領域に、主に嘱託医が指導的役割を果たすよう多くの項目のなかに盛り込まれています。

日本保育園保健協議会の会員嘱託医アンケートによると、嘱託医の診療科目では小児・内科医が53%、嘱託医の定期来園回数は多くて年5回が47.9%、定期健康診断年2回のみが24%であるとの調査結果でした（『保育と保健』第10巻第2号）。

来園回数の少なさに加えて、巡回の時間も外来診療の合間であることも多く、子どもたちが寝ている午後の時間であったりもします。そうしたことから、嘱託医の健診では、そのときの健康状態を診ることが中心になり、発達障害や疾患をかかえた子どもたちへの保育上の相談等に対して、嘱託医がかかわることは難しいのが現状です。指針に書かれているような多岐にわたる嘱託医の役割は、日々看護職が保健的視点で観察し問題点を捉え、嘱託医と連携しながら実際の保育の現場で対応していく事で、より実効性が高まっていると考えます。

保育所には、今約5千人の看護職が配置されております。1969年及び1977年厚生省通達などで示されたように、看護職は乳児保育実施に伴って配置されるようになりました。看護職の業務は、30数年たった今では乳児ばかりでなく、全園児の健康・成長発達の管理、予防接種・感染症把握から衛生管理、疾病や障害児の療育・医療との連携、保護者・職員に対しての健康教育、食生活や生活習慣づくり等々と広がり、経験を積み重ねてきています（別紙資料「保育園保健業務の活動領域」参照）。

このように、専任配置された看護職が今や病児や乳児保育での役割に留まらず、嘱託医とともに入園児童全体の健康管理をおこなっている実態をも考慮し、さらに地域の健康子育て支援での役割を展望し、より踏み込んだ内容になるよう望みます。

## 中間報告骨子案及び素案を受けての意見

### 1、保育にかかわる職員・専門職のパートナーシップの発展

- ・ 保育ニーズの多様化に伴い、幅広い養護・教育の一体化が求められています。そのためには現行の保育士と嘱託医の役割だけでなく、看護師・栄養士の配置・役割の明記が必要です。
- ・ その他医療・療育・心理などの専門職との、それぞれの専門性を尊重したパートナーシップを発展させることが保育の質の向上につながると考えます。

### 2、第5章「健康と安全」について

- ・ 保健活動の全てにおいて、嘱託医とともに看護職の役割が必要と考えます。
- ・ 乳幼児の健康・安全に配慮するためには、家庭とは異なり集団保育であることという視点から、突発的な対応だけでなく年間を通じた日常業務として、集団保育における感染症の予防対応、軽度の症状及び体調不良児への対応、事故予防対応を位置付ける事が重要です。
- ・ 障害のある子どもの保育とあわせ慢性疾患の子どもの保育にも言及が必要と考えます。  
特に近年、アトピー性皮膚炎でのスキンケア、アレルギー除去食対応、喘息など慢性疾患をもつ子どもの入園も増えています。科学的な根拠のある除去食実施のためには嘱託医の役割と主治医との連携が必要です。当然保育上の配慮が多く必要となっています。
- ・ 近年、宗教や国籍の違いによる食習慣の違いへの理解と対応が求められることが多くなっています。中には食物アレルギーと混同した理解から特定の食品を排除する家庭も見受けられます。それぞれの家庭の考えの尊重と子どもの発達や健康上の配慮への言及が必要になっています。
- ・ 「健康増進」の項では、基本的な生活習慣、健康・安全面においても、日常生活の中での清潔等の生活習慣づくり、科学的根拠をもった健康教育や安全教育が必要になっています。保健・保育計画に位置づけ、看護職が保育士と連携しながら生活の場面に即して行っております。
- ・ 「食育の推進」の項では、体調不良、食物アレルギー、障害や疾患のある子どもなどについては、栄養士とともに看護師も専門性をいかした対応を実際に行っており、反映されるのが適当と考えます。

### 3、第6章「保護者に対する支援」について

- ・ 園児の保護者に対しては保健だよりの発行や保護者会での保健指導を、地域の保護者向けには保健情報の提供等を行っています。
- ・ そのほか、健康相談・育児相談・助言、また疾病や障害を持つ保護者への対応、関係機関との連携等でも、保健的視点をもつ看護職の役割が求められています。

### 4、第7章「職員の資質向上」について

- ・ 職員の研修については、保健分野全般、体調不良児の保育の研修等を含めた保健面での充実を望みます。
- ・ 看護職が保育士等に対して、環境衛生管理や軽度な疾病・症状への対応など、必要な保健

知識の伝達を実際の保育現場で行っています。こうした実践的な研修も職員研修として有効性があると思われます。

## 今後の課題

発育が未熟で抵抗力も弱い乳幼児が集団で、しかも長時間保育の現状の中では、学童の感染予防対応を中心とした学校保健法の適応だけでなく、個々の療養効果の面からの登園基準づくり、またアレルギー除去食への対応や薬の扱い等、保育所と嘱託医・主治医など地域の医療機関との連携が必要な場合が多くなっています。

さらに、現状の保育水準を引き上げ、個々と集団の健康管理を実効あるものに発展させるためには、児童福祉施設最低基準の改訂をはじめ、以下のような課題改善に向けた取り組みが必要と思われます。

- 1、保育ニーズの多様化を背景に、子どもたちの心身共の健康を図るためには、
  - ・保育所の職員の最低基準に看護職と栄養士の配置を位置づけることを望みたい。
  - ・入所児の健康診断については乳幼児の健全な発育・発達の経過を診ることができる健診の内容と回数を望みたい。
  
- 2、一人一人の子どもの欲求を受け止め、安全で安心できる保育環境を整えるには  
クラスの規模、室内・園庭の広さ、職員配置基準等の抜本的な見直しを望みたい。
  
- 3、家族が健康に過ごすためにも、保護者の就労と家庭生活の両立支援を以下のように望みたい。
  - ①父母ともに育児休暇取得率の大幅な向上に向けた取り組み
  - ②子どもの病気時の休暇は、父母ともに取得できるような職場環境の整備
  - ③子育て中の保護者の短時間就労の確保